

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	政策調整部情報政策課
委 託 業 務 名	大津市戸籍・戸籍の附票システム標準化移行対応業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 4 号 他
概 要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び関係法令の規定並びに国の方針に基づき、戸籍・戸籍の附票システムを地方公共団体情報システム標準仕様書に則ったシステムへの移行を行う。
契 約 期 間	契約締結日から 令和 10 年 3 月 10 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 30 日
契 約 金 額	78,100,000 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 17 号 〔名 称〕 富士フイルムシステムサービス 株式会社 公共事業本部 関西支店
契約相手方の選 定 理 由	現行運用する戸籍・戸籍の附票システムから国の仕様に基づく標準準拠システムへの円滑かつ安全なデータ移行に加え、移行後の安定的な稼働を確保するため、本業務に類似する業務実績だけでなく、実施体制や移行環境の構築、他システムへのデータ連携等の高度な技術力、また本業務に要する経費に加え、移行後の運用・保守経費等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式による受託事業者の選定を実施したところ、富士フイルムシステムサービス 株式会社が受託候補者となったもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。